

薬生監麻発 0222 第 17 号  
令和 4 年 2 月 22 日

各 

都道府県衛生主管部（局）長 保健所設置市衛生主管部（局）長 特別区衛生主管部（局）長
--

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

数量にかかわらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の改正について

医薬品等の輸入監視については、「医薬品等に係る輸入確認要領について」（令和 2 年 8 月 31 日付け薬生監麻発 0831 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）の別添「医薬品等輸入確認要領」に基づき実施されており、同要領中、数量にかかわらず厚生労働省の確認を必要とされている医薬品の製品名等については、「数量にかかわらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の改正について」（令和 3 年 8 月 4 日付け薬生監麻発 0804 第 7 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）において通知しているところではありますが、今般、同通知の「2. 医師の適切な指導のもとに使用されなければ健康被害のおそれがある未承認の医薬品」に新たに下記の品目を追加し、別紙のとおり改正するので御了知願います。

#### 記

2. 医師の適切な指導のもとに使用されなければ健康被害のおそれがある未承認の医薬品

- ・バリシチニブ (Baricitinib)
- ・ファビピラビル (Favipiravir)
- ・モルヌピラビル (Molnupiravir)